

令和4年1月定例

羅臼町教育委員会議事録

令和4年1月定例羅臼町教育委員会

1 日 時 令和4年1月26日(水) 13時30分～15時40分

2 場 所 羅臼町役場庁議室

3 出席者

教育長	和 田 宏 一
委 員	萬 屋 志都子
委 員	葛 西 良 浩
委 員	芦 崎 拓 也
委 員	佐々木 美 穂
教育指導主幹	横 澤 英 三
学務課長	平 田 充
社会教育課長	野 田 泰 寿
総務管理係長	城 戸 千 尋

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案 第1号 羅臼町教育委員会会議規則の全部改正について

議案 第2号 羅臼町教育委員会傍聴人規則の全部改正について

議案 第3号 羅臼町立学校の教職員の時間外在校等時間の公表について

議案 第4号 羅臼町児童・生徒表彰に関する規則の一部改正について

報告 第1号 諸会議・諸行事について

報告 第2号 令和3年第12回教育委員会「議事録の確定」について

報告 第3号 令和4年度教育行政執行方針について

7 その他

主幹通信について

【開 会】

○和田教育長

それではこれより令和4年第1回教育委員会を開催いたします。本日は、全員出席ですので会議は成立しております。

本日の議事録署名委員につきましては、葛西委員と芦崎委員をお願いいたします。

本日の議題は、議案第1号「羅臼町教育委員会会議規則の全部改正について」、議案第2号「羅臼町教育委員会傍聴人規則の全部改正について」、議案第3号「羅臼町立学校の教職員の時間外在校等時間の公表について」、議案第4号「羅臼町児童・生徒表彰に関する規則の一部改正について」、報告第1号「諸会議・諸行事について」、報告第2号「令和3年第12回教育委員会「議事録の確定」について」、報告第3号「令和4年度教育行政執行方針について」となっております。

それでは、議事に入ります。

【議 事】

●議案 第1号 羅臼町教育委員会会議規則の全部改正について

○和田教育長

それでは、議案第1号「羅臼町教育委員会会議規則の全部改正について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○総務管理係長

それでは、議案第1号「羅臼町教育委員会会議規則の全部改正について」、令和4年第1回教育委員会定例会参考資料にてご説明いたします。参考資料の1ページ資料1をご覧ください。

改正理由といたしましては、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の制度が変わり、これに伴い羅臼町教育委員会会議規則を改正するものであります。網掛け部分が修正箇所となり、趣旨以外は全部改正となります。

第1条の趣旨については、変更はなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の規定に基づき羅臼町教育委員会の会議、その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条会議の招集については、「会議は必要に応じ招集する」を、「会議は定例会及び臨時会とする」とし、第2項では「会議は教育長が招集する」、第3項では、「臨時会は、教育長が必要であると認めた場合に招集する」、第4項では「法第14条第2項の規定に基づいて、教育委員から付議すべき事件を示し、会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集する」を追加しております。

第3条招集通知については、「教育長は、会議の招集の日時、場所、付議案件その他必要な事項を、全ての委員に文書であらかじめ通知し」、第2項では「会議の招集を行ったときは、教育長は、直ちに会議開催の日時及び場所、付議案件を告示する」としています。

第4条では、「委員は、事故等のため会議の招集に応ずることができないときは、会議の開会前にその理由を付して教育長に届け出なければならない」とし、第5条会議の主宰者では、「教育長は、会議を主宰する」を新たに追加しています。

第6条会議の順序については、「3号 前回の会議の会議録の確定」、「4号 教育長の報告」を、「3号 議事録に署名する委員の指名」、「4号 事務報告」に改正します。

第7条開議、散会及び延会では、「会議の開会及び閉会、会議の延会、休会、中止、休憩又は散会若しくは再開については、教育長が宣告して行う」を新たに追加します。

第8条会議の公開等については、「会議は、公開とし、ただし、1号から8号のいずれかに該当する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないものとする」を新たに追加します。

第9条発議及び動議については、「委員の発議及び動議に関すること」を新たに追加します。

第10条から第12条については、会議の議事に関することを新たに追加します。

第13条から次のページの第17条については、発言に関する事で、「発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければいけない」ことなどを新たに追加します。

第18条から第21条については、議案の採決に関する事を新たに追加します。

第22条の議事録の作成については、「会議録」を「議事録」とし、第23条議事録の記載事項については、「議事録には、おおむね1号から6号に掲げる事項を記載する」に改めます。

第24条議事録の署名については、「議事録には署名委員が署名しなければいけない」、第2項では、「署名委員は2名とし、教育長がこれを指名する」を新たに追加します。

第25条議事録の公表については、「教育長は、議事録を公表しなければいけない。ただし、第8条ただし書きの規定により公表しないこととした事項については、この限りではない」を新たに追加し、公表については、羅臼町ホームページに掲載を予定しています。

第26条補則について、「この教育委員会規則に定めるもののほか、会議その他の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って決定する」に改めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行するとしております。

私からの説明は以上となります。

○和田教育長

議案第1号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

○葛西委員

会議の公開はどのような方法で行うのですか。

○総務管理係長

会議の公開については、傍聴希望者がいれば会議を会場内で傍聴できることとなっております。

○和田教育長

会場に傍聴席を作り会議を傍聴できることとします。非公開にする案件についても規則で定めていますので、非公開の案件については、傍聴人は退席していただきます。また、会議終了後、議事録は羅臼町ホームページで公開します。

○葛西委員

リアルタイムで流れることではないのか。

○和田教育長

そこまでは考えていません。

○葛西委員

コロナ対策は考えているのか。

○和田教育長

感染状況を見て、何かしらの対策が必要であれば、非公開にするのか、遠隔にするのか、Zoomにするのか、事前に教育委員と協議し、対応していきたいと思います。

○芦崎委員

公開される場合、事前に周知が必要と思うが、広報等で周知するのか確認したい。

○和田教育長

周知については、役場庁舎前の掲示板で公示予定でしています。

他にご質問等ございます。無いようであれば、議案第1号については可決させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員より了承いただく)

○和田教育長

それでは、議案第1号は可決されました。

●議案 第2号 羅臼町教育委員会傍聴人規則の全部改正について

○和田教育長

次に、議案第2号「羅臼町教育委員会傍聴人規則の全部改正について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○総務管理係長

それでは、議案第2号「羅臼町教育委員会傍聴人規則の全部改正について」、ご説明いたします。参考資料の7ページ資料2をご覧ください。

改正理由といたしましては、第1号議案同様、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、改正するものであります。網掛け部分が修正箇所となり、現在の規則全部改正となります。

第1条趣旨につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び第16条並びに羅臼町教育委員会会議規則第8条第3項の規定に基づき、羅臼町教委委員会の会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする」を追加しています。

第2条傍聴の手続につきましては、「羅臼町教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、氏名住所を係員に申し出て、許可を受けなければならない」を「教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業及び年齢を記し教育長の許可を得なければならない」に改めるものです。

第3条傍聴人の制限につきましては、「教育長は、議場の都合によって傍聴人を制限することができる」とし、第4条傍聴の禁止につきましては、「傍聴人は、第1号から第6号の一に該当する者は、傍聴することができない」としています。

第5条傍聴人の守るべき事項等につきましては、「傍聴人は、第1号から第6号に掲げる行為をしてはならない」とし、第2項では「傍聴人は、写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときはこの限りではない」を追加します。

第6条傍聴の廃止及び退場につきましては、「傍聴人が前条の規定に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる」に、第2項では、「傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない」とするものです。

第7条教育長の指示につきましては、「前2号の規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない」を新たに追加します。

第8条補則につきましては、「この規定に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って決定する」を新たに追加するものです。

なお、この規則は、公布の日から施行するとしております。

私からの説明は以上となります。

○和田教育長

議案第2号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(質問等は特になし。委員より了承いただく)

○和田教育長

それでは、議案第2号は可決されました。

●議案 第3号 羅臼町立学校の教職員の時間外在校等時間の公表について

○和田教育長

次に、議案第3号「羅臼町立学校の教職員の時間外在校等時間の公表について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○総務管理係長

それでは、議案第3号「羅臼町立学校の教職員の時間外在校等時間の公表について」、ご説明します。

教職員の時間外公表については、既に公表している管内自治体や道教委で使用している様式に準じて羅臼町でも公表したいと考えています。

公表に向けた考え方については、1点目として、羅臼町アクションプランにおいて、時間外在校等時間を1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げていることから、その旨記載しています。2点目として、教職員の時間外在校等時間（超過勤務）を定期的に公表し、働き方改革に関する取組実績を全体で確認することにより、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保する目的で掲載したい思います。公表については、四半期（3ヶ月）ごとに公表したいと考えています。

教職員の時間外公表の内訳については、小学校、中学校に分け掲載し、対象職員については、校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、事務職員を対象とし、町費で雇用している学校支援員やクルールサポートスタッフなどは対象外としています。

教職員の時間外勤務時間の把握については、タイムカードの打刻時間を基に算出したものを掲載しています。裏面には、グラフにしたものを掲載しております。

なお、教職員の時間公表について、1月21日開催した定例校長会、本日午前中に開催した定例教頭会で承認をいただいています。本日の教育委員会での承認後、羅臼町ホームページに掲載したいと考えています。1～3月分の時間外の公表については、4月上旬に予定しています。

私からの説明は以上となります。

○和田教育長

議案第3号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

○萬屋委員

土曜日・日曜日出勤分も反映しているか。

○和田教育長

タイムカードの打刻時間に基づいて算出しています。実態として土日勤務している場合も、タイムカードに打刻していなければ反映されません。働き方改革の一環で時間外勤務を減らす目的で公表したいと思います。公表にあたっては、道教委からの要請もあり、他町でも同様に公表している。道立学校においては、全て公表しており、既にホームページ上でアップしている。

○芦崎委員

土日勤務にあたり、規定など設けているのか。

○和田教育長

教員の場合、予め時間外勤務として給料の4%加算されている。本来、時間外の考え方はないが、勤務時間については、学校管理規則で定められているので、基本的に規則に準じて勤務していただくが、実際、業務量の多い時期は、21時・22時まで勤務している。労基法で定められている、7時間45分の勤務時間で働く趣旨の下、意識改革していきたい。

○芦崎委員

土日勤務する場合、学校長は確認しているのか。

○和田教育長

後日、分かることと思われる。

○葛西委員

時間外については、給料の4%以上支給されているのか。

○和田教育長

給料の4%加算については、20年以上前の基準で算定されており、現在の実態に合っていない部分もある。教職員組合からも改正要望はあがっており、国では検討されている。

○佐々木委員

タイムカードの集計は、学校で行ってるのか。教育委員会で行っているのか。

○和田教育長

翌月の頭に各学校からタイムカードを回収し、教育委員会で集計している。

○佐々木委員

集計結果については、各学校長にフィードバックしているのか。

○和田教育長

各学校長には周知している。

○葛西委員

各学校では、職員がどれくらい時間外勤務しているか。

○和田教育長

毎年、4月・5月が時間外の多い時期であり、実際100時間以上時間外勤務している職員もいる。教育委員会で職員ごとに把握しているので、学校長から職員に個別指導している。

○葛西委員

時間外減らすことも必要だが、職員の時間の使い方や業務の均等化など必要である。

○和田教育長

並行して指導していく。

○芦崎委員

教員の事務量については、数年前と比較し変わらないか。

○和田教育長

調査業務が多いのは以前から言われているところ。道教委や文科省から発出される調査物は減少しているが、日々学校現場では様々な課題が起きる。実質業務量は減少していないと思われる。現在、ICTが導入され、働き方自体も変化しているので模索している状況である。合わせて業務の改善も進めていかなければいけない。公表することで職員の意識づけを行いたい。また、残っている先生がいるから、帰られない先生もいることも事実。仮に、時間外を減らしたとしても、自宅に仕事を持ち込むことも予想できる。そういうことも含め、意識づけを行っていきたい。

○芦崎委員

教育指導主幹から見て学校現場はどのような感じか。

○横澤主幹

低学年担任と高学年担任では授業時数が異なる。1～4年生では5時間授業で勤務時間内に業務を終えることは可能だが、高学年になると6時間授業となり時間内に終えることは困難。教科担任制を用いた場合、教材研究の時間を縮減できるが、実際の学校現場では保護者との連絡をとるのが夕方となる。保護者からの連絡も夕方となる。保護者対応もあり、時間内に終えることは困難な状況である。数年前と比較すると勤務時間は減少している傾向にあると思う。

○芦崎委員

教科担任制については、羅臼町で実施しているのか。

○横澤主幹

実施は出来るが、複数クラスのある学校が効果ある。学年1クラスでは効果はあまり見込めない。

○芦崎委員

羅臼町では別の方策の検討が必要ではないか。

○横澤主幹

現在、加配で職員配置されている。

○葛西委員

時間外の多い時期は季節的なものか（4月・5月・12月）。

○和田教育長

4月は新年度を迎えることから、業務量が多い時期にあり時間外は増える傾向にあるが、時間外勤務を抑える努力していかなければいけない。

○和田教育長

他に何か質問等ございますか。

（質問等は特になし。委員より了承いただく）

○和田教育長

それでは、議案第3号は可決されました。

●議案 第4号 羅臼町児童・生徒表彰に関する規則の一部改正について

○和田教育長

次に、議案第4号「羅臼町児童・生徒表彰に関する規則の一部改正について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○総務管理係長

それでは、議案第4号「羅臼町児童・生徒表彰に関する規則の一部改正について」、参考資料にてご説明いたします。参考資料の10ページ資料3をご覧ください。

羅臼町児童・生徒表彰の目的については、第1条の目的に記載のとおり、羅臼町の児童生徒の優れた個性や能力を発見し、これを表彰することによって、心身ともに健全な児童生徒を地域ぐるみで育てることを目的に、平成3年度から実施しております。

改正する条文については、第4条第2項の「受賞者には、「賞状」と「メダル」を贈る」を「受賞者には「賞状の盾」を贈る」に改正するものであります。贈る盾については、木製の盾に賞状を印字したものを贈る予定です。

なお、この規則は、公布の日から施行するとしております。

私からの説明は以上となります。

○和田教育長

議案第4号について説明がありました。ご意見ご質問等ございますか。

(意見・質問等は特になし。委員より了承いただく)

○和田教育長

それでは、議案第4号は可決されました。

●報告 第1号 諸会議・諸行事について

○和田教育長

次に、報告第1号「諸会議・諸行事について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○学務課長

報告第1号諸会議・諸行事について、ご説明いたします。1から2月までの主な行事を掲載しております。

学務課所管事項につきましては、1月27日の学校教育指導主幹訪問については、春松幼稚園においてリモートで開催されます。次回の教育委員会の開催は、2月16日となっています。

その他は記載のとおりです。

社会教育課所管事項につきましては、2月15日にこまぐさ学級閉級式が予定されていますが、1月27日から「まん延防止等重点措置」が発令されたことから、変更する可能性があります。

その他は記載のとおりです。

次のページをご覧ください。図書館所管事項、郷土資料課所管事項を記載しています。こちらの事業つきましても、「まん延防止等重点措置」が発令されたことから、変更する可能性がありますが、現在の予定を記載しております。

私の方から以上です。

○和田教育長

報告第1号について、ご意見・ご質問等ございますか。

(意見・質問等は特になし。)

○和田教育長

それでは、報告第1号は承認とします。

●報告 第2号 令和3年第12回教育委員会「議事録の確定」について

○和田教育長

次に、報告第2号「令和3年第12回教育委員会「議事録の確定」について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○学務課長

続きまして、報告第2号和3年第12回教育委員会「議事録の確定」について、ご説明いたします。次のページをご覧ください。

開催期日は、令和3年12月17日金曜日。開催場所は、役場1階第1・2・3会議室。出席委員は、萬屋委員、田中委員、芦崎委員、和田教育長。出席職員は、横澤主幹、平田課長、城戸係長。開会が13時30分からとなっています。

会議内容につきましては、開会宣言を行い、議事録署名委員は萬屋委員、田中委員を指名。令和3年第11回教育委員会議事録を確定したのち、議事に入っています。

協議内容といたしましては、議案第12号令和3年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果公表について協議していただいています。次のページをお願いします。議案第13号令和3年度羅臼町児童・生徒表彰について、2名の表彰該当者について、協議をしていただいています。次のページの報告第30号教育委員の任命については、報告させていただいています。その他として、令和3年度教育指導主幹通信について、報告がありました。次のページをお願いします。最後に、次回令和4年第1回教育委員会開催日程について確認し、14時30分閉会となっております。議事録署名委員は、萬屋志都子委員、田中紅美子委員に確認いただいているところです。

私の方からは以上です。

○和田教育長

報告第2号について、ご意見ご質問等ございますか。

(意見・質問等は特になし。)

○和田教育長

それでは、報告第2号は承認とします。

●報告 第3号 令和4年度教育行政執行方針について

○和田教育長

次に、報告第3号「令和4年度教育行政執行方針について」、担当の方から説明をお願いいたします。

○学務課長

報告第3号令和4年度教育行政執行方針について読み上げます。

(配布した、令和4年度教育行政執行方針を学務課長、社会教育課長で読み上げる)

○学務課長

令和4年度教育行政執行方針についての内容は以上ですが、執行方針については、3ページに記載している、「羅臼町教育大綱で示されている「社会で生きる力の育成」、「羅臼町の未来を拓く人材の育成」、「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」の3つ項目を柱として、作成しています。

7ページに記載している、「ALT（英語指導助手）による外国語活動を年少児から年長児までのすべてで実施し、園児が楽しく英語に触れる機会を持たせるとともに、小学校におけるICTを活用した学習へのスムーズな接続を可能とし、特別な支援を必要とする園児に対しては、情報を視覚から聴覚に訴えかけ、楽しみながら効率的に学習させるため、年長児にタブレット端末を購入する」と記載しています。タブレット端末購入については、これまで次年度に向け、予算要求を行ってききましたが、先日、町長・副町長予算要求ヒアリングが終え、次年度、タブレット端末使用に向けての環境整備、1人1台端末購入の予算については、確保できませんでした。このことから、この文言については、後日、事務局で修正したいと思います。また、細かな修正箇所がありますが、基本的には先ほど述べた3項目に則って作成したいと思います。

私の方から以上です。

○和田教育長

報告第3号について説明が終わりましたが、ご意見ご質問等ございますか。

○葛西委員

最後のページのおわり部分について、幼児・園児についても主要施策等に掲げていることから、「児童生徒が健やかに」に「園児」を追加してはどうか。

○和田教育長

指摘どおり追加します。その他何かありますか。

○萬屋委員

幼稚園児へのタブレット端末については、今回は残念ながら、予算はつかなかったが、来年度以降の課題になろうかと思えます。子どもたちは、早い時期から、タブレットやスマホに触れており、私たちが想像している以上に接する機会が多いように思える。ハード面の整備だけではなく、幼稚園児にタブレットを与えるとき、家庭への指導も必要かと思う。ソフト面の準備も合わせて検討いただきたい。そうすることにより、小学校に上がったとき、効果的に生かせるのではないか。特別支援が必要な園児だけではなく、園児全員に与えることを想定しているのか。

○和田教育長

年長児全員に与えることを想定していました。

○芦崎委員

現在、幼稚園にはタブレットは無い状態なのか。

○学務課長

現在、海洋教育を進めるため、各幼稚園には3台タブレットは配置し、授業の中で活用している。W i F i 環境を確認すると、接続が悪い箇所が多くあることから、園内の環境整備も必要となってくる。

○芦崎委員

他町で使用している事例とかはあるのか。

○和田教育長

幼稚園児にタブレットを与えている自治体は道内にはないと思われる。保育園での公務のためのICT活用は徐々に増えている。全国的に見ると東京都では、昨年から幼稚園児にタブレットを配布し、学習している事例はある。

○芦崎委員

効果など表れているか。

○和田教育長

成果などについての事例発表は、まだない状況にある。

○学務課長

羅臼町としては、各幼稚園で海洋教育を行っている。外に出たの調べ学習については、先生が中心となって園児と行っている。英語教育についても今後継続して行っていきたい。また、小学校への接続の部分も含め、聴覚・視覚に訴えかけ、学習することは、特別支援を必要とす

る園児の他、年長児に対しても行うことは効果的であることから、予算要求をこれまで行ってきた。整備する費用については、両園合わせて、10,000千円程度必要である。

○葛西委員

スマホがダメで、タブレットはいいとの議論とはならない。スマホ利用の研修をしても集まらない状況である。こんな使い方はダメではなく、こういう使い方をすると良くなるという研修も必要ではないか。

○和田教育長

各家庭でスマホ、タブレットに触れている現状にある。このような状況の中で、スマホなどの使い方の研修を行っていかねばいけない。タブレットについては、園児に貸与し、家庭への持ち帰りは想定していないが、与えることにより様々な学習にも取り組めるなど効果は見込めるが、次年度予算がつかなかったことから、実施できない状況にある。

○芦崎委員

タブレット端末を整備し、園児教育に関わるシステム導入についての考え方は。

○和田教育長

現在、園児に関わる教材アプリ（無償から有償まで）の開発はかなり進んでいる。このようなアプリの活用を考えていた。

当初考えていたのは、幼小連携部分で、スタートキュラムを行うの中で小学校にあがったときスムーズにタブレットが使える、また、小学校から英語教育が始まることから、幼稚園から楽しみながら英語に慣れし、たしむため、タブレットを活用したい思いであった。加えて、特別支援が必要な園児にも活用できる。

○芦崎委員

幼稚園発表会のとき、タブレットの画面を見せながら指導する光景をみた。園児が興味を持つことで成長を促す意味でも、また、特別支援を必要とする園児には必要ではないか。特別支援の子が増えていく中、指導していくうえで必要と思う。タブレットを介し保護者への指導も出来れば効果はあるのではないか。

○芦崎委員

高校存続に向けた検討を現在行っているの、具体的な記載が必要ではないか。

○和田教育長

具体的な支援の内容は町長の執行方針に記載されている。郷土資料館部分については、実際、学芸員が高校で授業を行っている。この部分について盛り込んでいる。

○和田教育長

他に何かご質問ありますか。無いようであれば、基本的にこのような文面で、再精査したうえで修正していきたい。よろしいでしょうか。何かお気づきの点があれば、後日報告いただければと思う。

(意見・質問等は特になし。)

○和田教育長

それでは、報告第3号は承認させていただきます。

【その他】

●指導主幹通信について

○和田教育長

その他として、教育指導主幹通について、横澤主幹から報告をお願いいたします。

○横澤主幹

(主幹通信について説明)

○和田教育長

報告第3号について、ご意見ご質問等ございますか。

○芦崎委員

過去に塾設置の検討を行っていたと思うが。

○和田教育長

公営塾の設置について、過去に検討していた。

○芦崎委員

塾設置については、廃案となったのか。

○平田課長

検討したが進んでいない状況にある。設置の目的が明らかでないため。

○芦崎委員

次年度からの高校支援策で様々な補助が盛り込まれていると思うが。

○平田課長

スタディーアプリが入っているタブレットを貸与する。

○芦崎委員

その下の年代はまだ手はついていないか。

○和田教育長

公営塾設置については、多額の経費を要する。教育大学釧路校と連携し中学校で出来ないか相談したことはある(小学校は放課後実施している)。大学側も忙しく実現とはなっていない。

○芦崎委員

実施はオンラインで実施しているのか。

○横澤主幹

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、去年、一昨年はオンラインで実施。

○芦崎委員

羅臼では保護者からの塾の要望はあるのか。

○平田課長

高校支援で意見交換した時は、塾ではなく学校で学力を上げてほしいとの声はある。

○和田教育長

ニーズについては、再度検討したい。

○和田教育長

この他質問等ありますか。続きまして、担当より新型コロナウイルス対策について、ご説明いたします。

○平田課長

それでは、新型コロナウイルス対策について、私の方からご説明いたします。

各学校には、今までどおり継続した取り組みをお願いしています。最近、オミクロン株が増加がしている中、道から通知を含めて、本日開催の教頭会、先週開催した校長会に報告した対策内容について、説明したいと思います。1点目としては、オミクロン株濃厚接触者の待機期間については、14日間から10日間に変更しました。2点目としては、発熱の有無に関わらず、風邪症状等が見受けられた場合、症状がなくなるまで登校させないよう保護者に周知・徹底を図っていただいています。3点目としては、同居家族に風邪症状等がある場合は、登校させず、また、感染不安等で休んだ生徒については、校長が判断し出席停止とし、欠席扱いしないよう話しをしています。4点目として、学校における寒冷な時期の喚起については、適切に対応する様指示しています。5点目として、感染者がでた学校や地域では、偏見や差別やSNSでの誹謗中傷等が起こらないよう日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。6点目として、学校は全ての家庭に対し、児童生徒が陽性となった場合や、PCR等検査を受けることとなった場合、学校に連絡する様指導すること。その際、陽性となった場合には、校外活動で接触のあった児童生徒等の家庭に連絡を取るよう重ねて依頼すること。7点目として、学校は全ての教職員に対し、陽性となった場合や、検査を受けることとなった場合、学校に連絡することを徹底すること。その際、陽性となった場合には、当該教職員が接触のあった方に必ず連絡すること。また、まん防期間中、羅臼町の取り組みで根管内以外に何らかの用事等で行った場合、帰町日に抗原検査を行い、翌日は自宅待機（在宅勤務）とし、その翌日に再度自宅で抗

原検査を実施し、陰性の場合、出勤する取組を実施しているので、教職員に対し同様の取り組みをお願いしています。今週から町内の園児児童生徒の欠席状況を各幼稚園・学校に確認しています。今のところ感染者はいないが、濃厚接触者やその子どもなど、まだ不明な部分がありますが、今週の月曜日1名、火曜日2名が町内診療所でCR検査を受け、2日後に結果が判明しますが、月曜日の1名については、陰性の報告があり、火曜日の検査結果については、明日判明する予定です。教育委員会においても感染者が出たときには適切に対応していきたいと思っています。

私の方から以上です。

○和田教育長

何かご質問ありますか。

○芦崎委員

大きい町では学級閉鎖等行っているが、基準を設けているか確認したい。

○平田課長

子どもが学校にいる時、保護者が感染者となったとき、その日は臨時休校扱いとなり、校内消毒作業など保健所に指示を仰ぎ対応したい。また、北海道からの指示では、消毒などはそれぞれの自治体で判断し、対応いただきたいとのことです。

○芦崎委員

町内の施設の取扱いを確認したい。

○社会教育課長

各施設については、閉鎖する予定はありません。

○芦崎委員

スポーツ少年団等の活動の規制などはありますか。

○社会教育課長

通達など特になく、通常通り行う予定であります。ただし、感染状況により判断したいと思います。

○和田教育長

他に何かありますか。

それでは、これで予定されていた議事は以上となります。本日は大変お疲れ様でした。次回開催は2月16日を予定していますので、よろしく申し上げます。